

## 原告弁護団声明

佐賀地方裁判所が、本日玄海原子力発電所について、安全基準の「ばらつき」規定を無視し、基準地震動の過小評価のまま設置を認め、運転を認める極めて危険な判決を言い渡したことに強く抗議する。

本日2021年3月12日佐賀地方裁判所は極めて不当な判決を言い渡した。原発の安全基準は、想定される最大地震動（基準地震動）の策定にあたって経験式の算出した数値は平均値であるから平均値を上回る地震規模を想定して、「経験式が有するばらつき」を考慮すべきことを定めているにもかかわらず、九州電力はこれを無視して基準地震動を定め、国はこれを容認した。その結果、当然に平均値を上回る地震規模による地震に対する安全性は保障されておらず、極めて危険な原発として存在して運転することとなる。

昨年12月4日大阪地方裁判所は、関西電力の大飯原子力発電所に関する判決において、「経験式が有するばらつき」の考慮がなされていないことをもって設置許可処分を取り消した。佐賀地方裁判所はこの大阪地裁の判決を知らず、あえて、国や九州電力の主張をそのまま取り入れ、住民の安全性をないがしろにした。私たちはこのことに対し、怒りをもって抗議し、直ちに控訴して逆転判決を得ることを誓うものである。

2021年3月12日

玄海原発3・4号機原子炉設置変更許可取消請求裁判、  
並びに、玄海原発3・4号機運転差止請求裁判弁護団